

# 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針

## 1 目的

この指針は、本県における産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、県内の優れた産業基盤や地域特性を生かして、産業集積の形成及び活性化を促進することにより、産業力の強化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

## 2 現状と課題

この地域には、自動車産業をはじめ、工作機械や鉄鋼、繊維等の地場産業まで幅広いモノづくり産業が集積し、これらの産業が技術革新を競い合うことで新たなイノベーションを生み出してきた。

こうした中、本県では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第5条に基づき策定した愛知県内各地域の基本計画（西尾張地域基本計画、東尾張地域基本計画、西三河地域基本計画、東三河地域基本計画）において、企業立地等を重点的に促進すべきとして指定した業種（以下「指定集積業種」という。）について産業集積の形成及び活性化を図ってきた。

企業立地促進法が平成29年7月に改正され、産業集積の指針としていた基本計画は平成30年3月末日をもって効力が終了することとなったものの、本県における産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に変わりはない。

更に、グローバル化の進展により産業空洞化の懸念が高まるなど、我が国の製造業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に産業集積を促進させ、集積が集積を呼び、イノベーションが好循環を生む産業基盤の強化を図ることが求められている。

## 3 目指すべき方向性

本県は、我が国のもつくりをリードする産業県であり、その強い産業力を更に強くすることで、働く場をつくり、人を呼び込み、そこでまた新たな産業や仕事が生み出されるという好循環を継続・加速させていく。

## 4 集積業種

本指針では、地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種（以下「集積業種」という。）を別表のとおり定める。

なお、定めるにあたっては、自然的・経済的・社会的な条件などから4つの地域（西尾張・東尾張・西三河・東三河）に区分し、産業基盤や地域特性に応じて定めることとする。

## 5 方策

### （1）立地優遇施策

平成24年度より「産業空洞化対策減税基金」を積み立て、これを原資とする立地補助制度を運用し、次世代を担う産業の集積と県外企業の新規立地、県内企業の再投資の促進を図っている。

このうち「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」については、20年以上県内に立地している企業の再投資を市町村と共に支援するため、指定集積業種を補助対象分野のひとつとして設定してきたが、これに代わり集積業種を補助対象分野のひとつとして設定し、産業集積を推進していく。

## (2) 規制緩和

平成 20 年 7 月より、本県の企業誘致に必要な用地確保の課題に対応するため、指定集積業種に属する事業の用に供する工場又は研究所を「地域振興のための工場等」として市街化調整区域での立地を認めてきたが、これに代わり集積業種に属する事業の用に供する工場等の立地を認めることにより、産業集積を推進していく。

## 6 見直し

本指針は、施行後 5 年を経過した場合において、地域における産業集積の状況を考慮し必要があると認めるときは見直しを図るものとする。ただし、5 年以内における見直しを妨げるものではない。

### 附 則

この指針は平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

### 附 則

この指針は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| 地 域   | 産 業                 | 業 種   |
|-------|---------------------|---|
| 西尾張地域 | 輸送機械<br>関連産業        | 11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。） |
|       | 繊維関連<br>産業          | 11 繊維工業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）   |
|       | 電気・電<br>子機器関<br>連産業 | 11 繊維工業<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）  |
|       | 機械・金<br>属関連産<br>業   | 11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業   |

|                |  |
|----------------|--|
|                | 26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）  |
| 農商工連携関連産業      | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）  |
| 食料・飲料品関連産業     | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）<br>14 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、1451 重包装紙袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）<br>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）<br>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）<br>26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。）  |
| 住宅・建築物・同設備関連産業 | 11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。）<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）<br>13 家具・装備品製造業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び 1892 プラスチック製容器製造業を除く。）<br>19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）<br>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）<br>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。） |

|                     |              |   |
|---------------------|--------------|---|
| 東尾張地域               | 輸送機械<br>関連産業 | 11 繊維工業   |
|                     |              | 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。） |
| 繊維関連<br>産業          |              | 11 繊維工業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）   |
| 電気・電<br>子機器関<br>連産業 |              | 11 繊維工業<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）  |
| 機械・金<br>属関連産<br>業   |              | 11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業  |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）   |
| 健康長寿<br>関連産業       | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）<br>11 繊維工業<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>13 家具・装備品製造業<br>14 パルプ・紙・紙加工品製造業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。） |
| 新エネル<br>ギー関連<br>産業 | 11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>21 窯業・土石製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）         |
| 農商工連<br>携関連産<br>業  | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）<br>11 繊維工業<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>13 家具・装備品製造業<br>16 化学工業<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業   |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）</p>  |
| 食料・飲料品関連産業     | <p>9 食料品製造業</p> <p>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）</p> <p>14 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、1451 重包装紙袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。）</p> <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）</p> <p>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）</p> <p>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）</p> <p>26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。）</p>  |
| 住宅・建築物・同設備関連産業 | <p>11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。）</p> <p>12 木材・木製品製造業（家具を除く）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）</p> <p>13 家具・装備品製造業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び 1892 プラスチック製容器製造業を除く。）</p> <p>19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）</p> <p>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）</p> <p>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。）</p> |

|       |              |  |
|-------|--------------|--|
| 西三河地域 | 輸送機械<br>関連産業 | 11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。） |
|       | 電気・電子機器関連産業  | 11 繊維工業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）   |
|       | 機械・金属関連産業    | 11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>22 鉄鋼業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）   |

|  |                |   |
|--|----------------|---|
|  | 健康長寿<br>関連産業   | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）<br>11 繊維工業<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>13 家具・装備品製造業<br>14 パルプ・紙・紙加工品製造業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>19 ゴム製品製造業<br>21 窯業・土石製品製造業<br>23 非鉄金属製造業<br>24 金属製品製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）                      |
|  | 農商工連携関連産業      | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>13 家具・装備品製造業  |
|  | 食料・飲料品関連産業     | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）<br>14 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、1451 重包装紙袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）<br>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）<br>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）<br>26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。） |
|  | 住宅・建築物・同設備関連産業 | 11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。）<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）<br>13 家具・装備品製造業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）   |

|       |           |   |
|-------|-----------|---|
|       |           | <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び 1892 プラスチック製容器製造業を除く。）</p> <p>19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）</p> <p>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）</p> <p>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。）</p>  |
| 東三河地域 | 輸送機械関連産業  | <p>11 繊維工業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）</p> <p>19 ゴム製品製造業</p> <p>21 窯業・土石製品製造業</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>23 非鉄金属製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p> <p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p> |
|       | 繊維関連産業    | <p>11 繊維工業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）</p>  |
|       | 機械・金属関連産業 | <p>11 繊維工業</p> <p>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）</p> <p>22 鉄鋼業</p> <p>23 非鉄金属製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p>  |

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
|                    |  | 25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>31 輸送用機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）  |
| 健康長寿<br>関連産業       |  | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）<br>11 繊維工業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。）<br>27 業務用機械器具製造業<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業<br>30 情報通信機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）<br>71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所に限る。）   |
| 新エネル<br>ギー関連<br>産業 |  | 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）<br>30 情報通信機械器具製造業   |
| 農商工連<br>携関連産<br>業  |  | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）<br>11 繊維工業<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）<br>13 家具・装備品製造業<br>16 化学工業<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）<br>24 金属製品製造業<br>25 はん用機械器具製造業<br>26 生産用機械器具製造業<br>27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）<br>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業<br>29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）<br>30 情報通信機械器具製造業<br>32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。） |

|  |                |  |
|--|----------------|--|
|  | 食料・飲品関連産業      | 9 食料品製造業<br>10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業を除く。）<br>14 パルプ・紙・紙加工品製造業（1431 塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、1451 重包装紙袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。）<br>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業に限る。）<br>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。）<br>26 生産用機械器具製造業（2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。）  |
|  | 住宅・建築物・同設備関連産業 | 11 繊維工業（116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。）<br>12 木材・木製品製造業（家具を除く）（123 木製容器製造業（竹、とうを含む）を除く。）<br>13 家具・装備品製造業<br>16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）<br>18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）（1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）、1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業及び 1892 プラスチック製容器製造業を除く。）<br>19 ゴム製品製造業（1933 工業用ゴム製品製造業に限る。）<br>21 窯業・土石製品製造業（2114 ガラス容器製造業、2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業、2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業及び 2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業を除く。）<br>24 金属製品製造業（241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業及び 242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業を除く。） |

備考 1 西尾張地域、東尾張地域、西三河地域及び東三河地域とは、それぞれ次に定める区域をいう。

- (1) 西尾張地域 一宮市、津島市、稻沢市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
  - (2) 東尾張地域 名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡及び知多郡の区域
  - (3) 西三河地域 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡の区域
  - (4) 東三河地域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域
- 2 業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）で定める中分類、小分類及び細分類による。